

(別 紙)

新型コロナウイルス感染症の後遺症への対応強化を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の罹患者の中で、疲労感・倦怠感などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える方が増えている。

実際に、倦怠感、呼吸困難感、集中力の低下、記憶力の低下、睡眠障害など、仕事や学業の継続が困難になる方も多いとされており、後遺症は日常生活への影響が非常に大きい。

感染拡大から3年が経過し、新型コロナウイルス感染症への向き合い方も変わる中で、後遺症に悩み、日常生活に大きな影響を受けている方々の治療等の確立は重要な課題である。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症の後遺症対応強化のため、下記の事項を講ずるよう、強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の後遺症の発生状況について、実態調査を推進すること。
- 2 治療の標準化により、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口の拡充と、そのための予算措置を行うこと。
- 3 自己免疫疾患との関連など、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月 日
高松市議会

衆議院議長
參議院議長
内閣總理大臣
總務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 宛